会員通知 第41号 平成29年 6月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所 理事長 小 池 善 明

「定款」の一部改正について

本所は、「定款」の一部改正を行い、平成29年8月1日から施行します。

今回の改正は、現在の会員の業容及び注文方法の多様化並びに手数料の自由化等に照らすと、会員の役員又は従業員による他の会員への発注にも一定の合理性が認められる一方で、不公正取引の防止等に対しては、定款及び関係諸規則において社内規則の整備を求めるなど、対応が図られております。

こうした状況を踏まえ、他の会員の役員又は従業員からの受託(地場受け)の制限を見直すこととします。

なお、日本証券業協会の自主規制規則においても、同趣旨の改正が行われることとなりますので、併せてご覧ください¹。

I. 概要

他の会員の役員又は従業員からの有価証券の売買の受託の制限を廃止することとします。

Ⅱ. 施行日

平成29年8月1日から施行します。

以上

(http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/20170630113545.html)

¹ 日本証券業協会ウェブサイト参照

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
第33条 削除 付 則 この改正規定は、平成29年8月1日から施行 する。	(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限) 第33条 正会員は、他の会員の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の会員の役員又は従業員であることを知りながら、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の会員から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。